金融機関用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収)(加)

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社「みずほファクター株式会社」を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。（自動払込みの場合を除く）

代金回収受託会社　みずほファクター株式会社

通帳をご確認のうえ、漏れなく記入・ご捺印ください

どちらか全て記入

A ゆうちょ銀行　記入必須＝○

種目コード	契約種別コード	記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください。）							
1	6	6	3	0	1			0	※

番号（右詰めで記入）									

払込先口座番号	００１３０－１－１４４０３
払込先加入者名	みずほファクター株式会社

この枠から記入（右詰め）

B 金融機関（除くゆうちょ銀行）　記入必須＝●

金融機関コード				店番号			

銀行 / 信用金庫 / 信用組合 / 農協 / 労働組合　　支店 / 出張所

預金種目（どちらか必ず選択）	普通（総合口座） / 当座	口座番号（右詰めで記入）						

この枠から記入（右詰め）

記入・捺印必須

口座名義人	フリガナ 法人名義の場合は、屋書き及び代表者名までご記入ください。	お届出印

振替日（払込日）
5日（継続保証料）
26日（月額総賃料／毎月保証料）
※金融機関休業日の場合は翌営業日

・自動引落のご指定口座はゆうちょ銀行もしくはゆうちょ銀行を除く金融機関のどちらか一方を漏れなくご記入ください。
・訂正する場合は２重線のうえにお届出印で訂正印を押印ください。
・***不備返却で再提出が必要な場合は、通常引落開始まで数ヶ月かかる可能性があり、その間手数料を加算してのご請求となる場合がございますので、記入漏れ、記入ミスがないようご注意ください。***

預金口座振替規定

1．銀行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定に関わらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2．振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3．この契約を解約するときは、私から銀行（金庫・組合）に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行（金庫・組合）はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4．この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、銀行（金庫・組合）には迷惑をかけません。
＜ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。＞

契約者名（賃借人名）	
ご住所	〒 TEL

口座名義人と契約者が同一のときは住所・電話番号のみご記入ください。

口座振替システム特約

「口座振替システム」を利用する場合には、以下の特約を適用するものとする。
第１条　支払委託
(1)賃借人は、保証会社に対し、本特約の定めるところに従い、原契約に基づく賃料並びに継続保証料又は毎月保証料等（以下「賃料等」という）の支払いを委託し、保証会社はこれを受託する。
(2)賃貸人が賃料等の集金業務を第三者に委託している場合は、保証会社は賃借人から受領した賃料等を当該第三者に支払うことができるものとし、その場合、当該第三者に支払われた時点をもって、保証会社の本特約に基づく債務履行があったものとする。
(3)保証会社は善良な管理者の注意をもって、前項により受託した事務を遂行するものとする。但し口座振替システム自動引落が開始する前に賃貸借契約（以下「原契約」という）に基づき発生した賃料等の債務については、賃借人は原契約に基づいて直接賃貸人(又はその委託を受けた第三者、以下、賃貸人と合わせて「賃貸人等」という)に支払うものとする。
(4)保証会社は、上記記載の振替日（払込日）（同日が金融機関休業日の場合にはその翌営業日）において、賃借人指定の預貯金口座より、原契約に基づく賃料等に相当する金員の自動引落を行うものとし、賃借人は引落の前営業日までに当該預貯金口座へ賃料等に相当する金員を入金する。
(5)保証会社は、前項の自動引落が行われた場合には、保証会社と賃貸人等の間で別途定めた所定の期間までに、賃貸人に対して当該賃料等を支払うものとする。この場合、原契約に基づく賃料の支払い日は同日に変更されるものとする。
第2条　費用負担
賃借人は、口座振替システム利用料／月額300円(消費税別)を賃料等と同時に支払うものとし、その方法は、賃借人指定の預貯金口座から自動引落によるものとする。
第3条　紛議
原契約に関し賃貸人等との間で紛議が生じたときは、賃借人の責任において賃借人と賃貸人等との間の協議でこれを解決するものとする。賃借人は賃借人と賃貸人等の間で紛議が継続している間は、本特約に基づく支払を停止することができず、保証会社が賃貸人等の承諾なく本特約に基づく賃料等の自動引落を停止しないことを承諾する。
第4条　月額賃料の変更
原契約が存在する間は、月額賃料が変更されたときは、賃借人が保証会社に支払委託する月額賃料も当然に変更されるものとし、特に変更書面の取り交わしは行わないものとする。
第5条　本特約の解除
本特約は原契約の存続期間中は継続するものとし、賃借人は、原契約が存続する間に本特約を解除することは出来ないものとする。
第6条　本特約の終了
前条にかかわらず、次の①②③各号に定める事由が発生したときは、保証会社は本特約の全部又は一部を終了させることができる。この場合は、本特約の終了日以降に支払期日が到来する当該賃料等については、賃貸人等への支払いを停止することができる。尚、本特約が終了した場合といえども、賃借人の保証会社に対する本特約に基づく支払債務が存するときは、当該債務については本特約の各条項が適用されるものとする。
①原契約が解除、解約、取消その他の事由により終了したとき。
②本契約の一部又は全部が解除されたとき。
③賃貸人等の変更により本制度が利用出来なくなったとき。

必ずお読みください

不動産業者さま：本申込書の原本は、金融機関へ提出いたしますので、ジェイリースへお渡しください。控えが必要な場合は、コピーをお渡しください。

委託者名	ジェイリース株式会社
料金の種類等	家賃、保証料等

金融機関使用欄

（不備返却事由）
1．預金取引なし　　3．印鑑相違
2．記載事項等相違　　4．その他
（店名、預金種目、口座番号、口座名義）　（　　）
（　備　考　）

検印	印鑑照合	受付印

（不備返却先）
〒165-8694 日本郵便中野北郵便局私書箱25号
（株式会社キュービタス内）
みずほファクター株式会社
決済事業本部
TEL 03-6688-3274

取扱店日附印

ジェイリース使用欄

契約番号	
協定業者名	
担当支店	
発送日	
物件名	
賃料	
（　　）	
委託者コード	

©J-LEASE CO., LTD. 20161001